

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省障害保健福祉部長  
(公 印 省 略)

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
ための法律施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第127号）が別紙のとおり公布され、平成26年4月1日から施行することとされたところである。その主な内容及び施行期日について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 主な内容

一 児童福祉法施行令の一部改正関係

通所給付決定に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童が二人以上いる通所給付決定保護者について、障害児通所給付費に係る負担上限月額の見直しを行うこととした。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係

障害福祉サービスに係る負担上限月額の算定に係る規定について所要の改正を行うこととした。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日